

居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る届出書

令和 5 年 9 月 11 日

江戸川区長 殿

開設（事業）者

所在地

千葉県市川市新井1-15-22

名称

株式会社マロー・サウンズ・カンパニー

代表者職・氏名

代表取締役 田中紘太

居宅サービス計画における紹介率最高法人等の状況については、下記のとおりとなりましたので提出します。

区審査欄

事業所番号	1	3	7	2	3	1	0	9	2	8			
事業所名	ダイバーシティ篠崎												
指定年月日	令和 4 年 7 月 1 日												
休止・廃止年月日	※休止・廃止した場合のみ記入												
事業所住所	東京都江戸川区東葛西篠崎町2-1-20-801号室												
事業所が所在する日常生活圏域名	(江戸川区)												
担当者名・電話番号	須田英恵・03-5879-7803												
判定期間	令和 5 年度	前期・後期		前期	3月	4月	5月	6月	7月	8月	計		
				後期	9月	10月	11月	12月	1月	2月			
①居宅サービス計画の総数					88	89	94	100	108	107	586		
訪問介護	②訪問介護を位置付けた居宅サービス計画数					25	26	28	27	31	27	164	A
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数					6	7	10	7	9	7	46	B
	紹介率最高法人の名称	株式会社ASIAM											
	住所	東京都葛飾区奥戸2-33-19ai plant101											
	代表者名	黒川 博史											
	事業所名1（事業所番号）	訪問介護アジアム					(1372207108)						
	事業所名2（事業所番号）												
④割合（B÷A×100）	単位：%										28.1%		
⑤80%を超えている場合の理由（「正当な理由」の判断基準に基づき、該当番号を記入すること）	番号												
通所介護	②通所介護を位置付けた居宅サービス計画数					35	34	38	42	45	51	245	C
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数					13	13	14	16	16	17	89	D
	※地域密着型通所介護の有無（含まれている・含まれていない）												
	紹介率最高法人の名称	株式会社ケアレジデンス											
	住所	茨城県水戸市大塚町字清水1661番											
	代表者名	大久保 泰子											
	事業所名1（事業所番号）	コミュニティガーデン東京アネックス					(1372309730)						
事業所名2（事業所番号）	コミュニティガーデン東京アネックス別館					(1372302982)							
④割合（D÷C×100）	単位：%										36.4%		
⑤80%を超えている場合の理由（「正当な理由」の判断基準に基づき、該当番号を記入すること）	番号												
福祉用具貸与	②福祉用具貸与を位置付けた居宅サービス計画数					64	67	69	73	77	79	429	E
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数					12	13	17	17	18	20	97	F
	紹介率最高法人の名称	株式会社介護の太助											
	住所	千葉県船橋市習志野台2-4-5-202											
	代表者名	金安 登											
	事業所名1（事業所番号）	介護の太助江戸川店					□(1372310688)						
	事業所名2（事業所番号）												
④割合（F÷E×100）	単位：%										22.7%		
⑤80%を超えている場合の理由（「正当な理由」の判断基準に基づき、該当番号を記入すること）	番号												
地域密着型通所介護	②地域密着型通所介護を位置付けた居宅サービス計画数					13	11	11	13	15	13	76	G
	③紹介率最高法人を位置付けた居宅サービス計画数					5	2	2	2	3	3	17	H
	紹介率最高法人の名称	株式会社ボラリス											
	住所	兵庫県宝塚市旭町3丁目9番1号											
	代表者名	森 剛士											
	事業所名1（事業所番号）	ボラリスデイサービスセンター瑞江					(1392301048)						
	事業所名2（事業所番号）												
④割合（H÷G×100）	単位：%										22.4%		
⑤80%を超えている場合の理由（「正当な理由」の判断基準に基づき、該当番号を記入すること）	番号												